

平成21年 3月 2日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	堀岡敏喜	2番	炭竈ふく代
3番	山口敏子	4番	小坂井実
5番	佐藤高 清	6番	佐藤博
7番	武田正樹	8番	立松新治
9番	山本芳照	10番	杉浦敏
11番	安井光子	12番	三宮十五郎
13番	渡邊昶	14番	伊藤正信
15番	三浦義美	16番	中山金一
17番	黒宮喜四美	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

13番	渡邊昶	14番	伊藤正信
-----	-----	-----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(32名)

市 長	服部彰文	副市長	加藤恒夫
教 育 長	大木博雄	総務部長	下里博昭
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開発部長	早川誠
十四山支所長	横井昌明	会計管理者兼 会計課長	村上勝美
総務部次長兼 税務課長	若山孝司	民生部次長兼 環境課長	久野一美
開発部次長兼 都市計画課長	伊藤敏之	教育部次長	高橋忠
監査委員兼 事務局長	加藤重幸	総務課長	佐藤勝義
人事秘書課長	村瀬美樹	企画政策課長	伊藤邦夫
防災安全課長	服部正治	市民課長	山田進
保険年金課長	佐野隆	健康推進課長	渡辺安彦
福祉課長	前野幸代	介護高齢課長	佐野隆
児童課長	山田英夫	総合福祉センター 所長	伊藤薫
十四山総合福祉 センター所長	鯖戸善弘	農政課長	石川敏彦

商工労政課長	服部保巳	土木課長	三輪眞士
下水道課長	橋村正則	教育課長	服部忠昭
社会教育課長	水野進	図書館長	伊藤秀泰

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤忠	書記	柴田寿文
書記	岩田繁樹		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 平成21年度弥富市一般会計予算
- 日程第5 議案第2号 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第6 議案第3号 平成21年度弥富市老人保健特別会計予算
- 日程第7 議案第4号 平成21年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第8 議案第5号 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第9 議案第6号 平成21年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第10 議案第7号 平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第11 議案第8号 平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第12 議案第9号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第13 議案第10号 弥富市行政財産目的外使用料条例の制定について
- 日程第14 議案第11号 弥富市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第12号 弥富市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第13号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第17 議案第14号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第18 議案第15号 弥富市男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第19 議案第16号 弥富市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第17号 弥富市福祉事務所設置条例の一部改正について
- 日程第21 議案第18号 弥富市児童厚生施設条例の一部改正について
- 日程第22 議案第19号 弥富市児童クラブ設置条例の一部改正について
- 日程第23 議案第20号 弥富市子育て支援センター条例の一部改正について

- 日程第24 議案第21号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第25 議案第22号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第26 議案第23号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第27 議案第24号 弥富市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第28 議案第25号 弥富市運動広場条例の一部改正について
- 日程第29 議案第26号 弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について
- 日程第30 議案第27号 弥富市汚水処理施設条例の一部改正について
- 日程第31 議案第28号 弥富市下水道条例の制定について
- 日程第32 議案第29号 海部南部水道企業団規約の変更について
- 日程第33 議案第30号 市道の廃止について
- 日程第34 議案第31号 市道の認定について
- 日程第35 議案第32号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第36 議案第33号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第37 議案第34号 平成20年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第38 議案第35号 平成20年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第2号）
- 日程第39 議案第36号 平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第40 議案第37号 平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第41 議案第38号 平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第42 議案第39号 平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第43 議案第40号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第8号）

~~~~~

午前10時06分 開会

議長（黒宮喜四美君） ただいまより平成21年第1回弥富市議会定例会を開会します。  
これより会議に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。  
会議規則第81条の規定により、渡邊昶議員と伊藤正信議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

議長（黒宮喜四美君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。  
第1回弥富市議会定例会の会期を、本日から23日までの22日間としたいと思いますが、御  
意義ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。  
よって、会期は、本日から23日までの22日間と決定しました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

議長（黒宮喜四美君） 日程第3、諸般の報告をします。  
地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が、海部  
津島土地開発公社から平成21年度事業計画にかかる書類が提出され、その写しを各位のお手  
元に配布してありますので、よろしく願います。  
以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

- 日程第4 議案第1号 平成21年度弥富市一般会計予算
- 日程第5 議案第2号 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第6 議案第3号 平成21年度弥富市老人保健特別会計予算
- 日程第7 議案第4号 平成21年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第8 議案第5号 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第9 議案第6号 平成21年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第10 議案第7号 平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第11 議案第8号 平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

議長（黒宮喜四美君） この際、日程第4、議案第1号から日程第11、議案第8号まで、以上8件を一括議題といたします。

服部市長に、平成21年度予算編成に伴い、施政方針の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 議員の皆さん、おはようございます。

平成21年第1回弥富市議会定例会に当たり、御審議いただきます諸議案の説明に先立ち、平成21年度の市政運営に対する基本方針と、予算の大綱について御説明を申し上げ、市議会議員の皆様並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

昨年の後半以降から続いた原油・諸物価の高騰は、一部に落ちつきも見られますが、戦後最大といわれる経済不況の影響は製造業全体に及び、深刻な雇用問題をも引き起こしています。加えて、アメリカの大手証券会社の経営破綻に伴う金融不安や、株式・為替市場の変動などから、今後景気がさらに下振れし、愛知県財政にも大きな影響を及ぼすことが想定されており、財源不足による公共事業や補助金のカットにより、本市にもさまざまな影響があるものと懸念しております。

本市は、幸いにして、昨年、世界最大の家具小売店「イケアグループ」の弥富配送センターが運用を開始いたしました。本年8月には、川崎重工業株式会社の新型飛行機製造工場の竣工が予定されるとともに、鍋田ふ頭コンテナバース新規着工が決定されるなど、港を核とした独自の産業基盤が確立しつつあります。

そうした状況の中、私も市長に就任して3年目を迎え、新年度の予算編成や、第1次総合計画、都市計画マスタープランの推進のためには、持続可能な自治体運営を行える財政基盤をつくるのが、弥富市の発展にとって急務であるとの思いを改めて強くしており、企業の進出効果を港湾整備計画や、まちづくりに生かすことをあわせ、地場産業の振興にも力を注ぎ、活性化を目指してまいります。

さて、本年度からスタートする第1次総合計画、都市計画マスタープランに基づき、弥富市のまちづくりがいよいよ始まります。

私は、施政の取り組みは三つの柱を基本方針として推進してまいります。

まず一つ目は、行政改革の推進であります。

参画と共同による新しい時代への対応と、財政健全化を図ることを目指し、66項目からなる集中改革プラン改訂版を昨年12月に策定いたしました。新たな行政サービスの創造、行政サービスの再構築を目指して、総合的な施策を展開してまいります。

二つ目は安全・安心なまちづくりであります。

災害に強いまちづくりの取り組みにつきましては、防災活動の拠点となる広場の整備や、小・中学校の耐震化事業を進めてまいります。

また、すべての人がより便利に安心して生活できるまちを目指し、地域ぐるみの安全確保に向けた取り組みを一層進めるとともに、バリアフリー化の推進や、情報通信網の基盤整備に努めてまいります。

三つ目は環境基盤整備であります。

私たちのふるさとに育つ子供たちがすくすくと育ち、夢と希望を描くことができることを最重要課題の一つとしてとらえ、勉学に励むことができる環境整備に力を注ぐとともに、少子化対策・子育て支援に取り組んでまいります。

また、都市基盤の整備につきましては、快適で衛生的な生活を支える下水道の整備や、市民生活、社会経済活動を支える道路ネットワークの整備に努めてまいります。

それでは平成21年度予算の大綱について述べさせていただきます。

議案第1号平成21年度弥富市一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を136億5,000万円、前年度対比7.4%の増と、前年を9億4,000万円上回る予算規模となり、第1次総合計画、弥富新時代への針路「みんなでつくる きらめく弥富 自然と都市が調和する元気交流空間」の将来像に基づき、着実な進展を図るため各分野において積極的に予算を配分いたしました。

歳入の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

市税は、市民税、固定資産税、ともに堅調に推移しておりましたが、昨年からの景気後退の影響を受け、法人市民税は大きく落ち込み、前年度対比47.9%減の3億2,350万円、市税全体では、前年度対比0.4%減の71億8,496万3,000円、歳入全体の52.6%を占めております。ほかに、地方消費税交付金4億6,600万円、地方交付税4億6,800万円、国県支出金17億3,689万2,000円であります。

また、歳出の諸事業の財源不足に充当するため、財政調整基金7億2,218万6,000円を繰り入れるとともに、市債として、臨時財政対策債6億7,000万円を初めとして、総額11億7,710万円を措置いたしました。

歳出の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

2款総務費につきましては、男女共同参画プランの策定を進めるとともに、フレンドシップ継承事業の実施や、巡回福祉バスの見直しを図るための公共交通活性化方策調査業務委託料など、総額14億9,362万9,000円を計上いたしました。

3款民生費と、4款衛生費につきましては、弥生保育所建てかえに伴う用地買収費及び造成工事費や妊婦健康診査の拡充、子供医療費の助成など、少子化対策にきめ細やかな対応を図るとともに、じんかい処理や資源再生の推進、地球環境の保全を図るため、前年度対比4.8%増の総額57億8,712万円、一般会計予算総額の42.4%を占めるものであります。

6款農林水産業費と、8款土木費につきましては、農業基盤整備事業費や道路ネットワー

ク整備事業費、近鉄弥富駅エレベーター設置事業費、公園整備事業費など都市基盤整備事業に重点配分し、前年度対比15.2%増の総額25億5,185万6,000円を計上いたしました。

9款消防費につきましては、防災広場整備事業や防災施設整備への助成など、災害に強いまちづくりを進めるため、総額8億1,529万5,000円を計上いたしました。

10款教育費につきましては、校舎の耐震補強工事費や、耐震補強設計料など、安全・安心な学校教育の環境づくりを進めるため、前年度対比14.4%増の総額14億7,397万6,000円を計上いたしました。

次に、特別会計を御説明申し上げます。

七つの特別会計の合計につきましては、老人保健特別会計や農業集落排水事業特別会計の大幅な減額などにより、前年度対比10.7%減の78億4,667万円となるものでございます。

議案第2号平成21年度弥富市国民健康保険特別会計予算につきましては、医療制度改正に伴い、前年度対比3.8%減の総額39億1,900万円を計上いたしました。

次に、議案第3号平成21年度弥富市老人保健特別会計につきましては、平成20年度から後期高齢者医療制度に移行されたため、前年度対比86.5%減の総額5,600万円を計上いたしました。

次に、議案第4号平成21年度弥富市土地取得特別会計につきましては、各事業計画に基づいて公共用地を先行取得するものでありまして、総額9,290万円を計上いたしました。

次に、議案第5号平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計につきましては、施設維持管理費、十四山東部地区の管路工事費及び設計業務委託費など前年度対比42.1%減の総額4億8,900万円を計上いたしました。

次に、議案第6号平成21年度弥富市介護保険特別会計につきましては、保険事業勘定18億7,050万円、サービス事業勘定3,387万円を合わせ、前年度対比5.2%増の総額19億437万円を計上いたしました。

次に、議案第7号平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計につきましては、施工区域を拡大し、面整備を図るための管渠布設工事費など、前年度対比4.1%増の総額10億6,700万円を計上いたしました。

次に、議案第8号は、平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計につきましては、医療制度改正に伴い、平成20年度から特別会計を創設したものであり、前年度対比2.6%減の総額3億1,840万円を計上いたしました。

では次に、弥富市政運営の主な施策の概要について御説明申し上げます。

第1．定住と交流、活力を生むまちづくり。

(1)土地の有効活用。

土地利用計画については、都市活動の機能性・都市生活の安全性・利便性・快適性の増進

を目的とし、自然環境などとの調和に配慮しつつ、住宅地・商業地・工業地などの配置を適正に定めるものであります。

本年度から、おおむね10年を計画期間として策定いたします。弥富市都市計画マスタープランとして、本市の実情や、国の改正まちづくり3法の施行などを踏まえ、港湾地域の背後地を工業地として位置づけるなど、市街化区域、市街化調整区域それぞれの特性を生かした土地利用の誘導を図ってまいります。

#### (2)道路ネットワークの充実。

道路は、便利で快適な日常生活や、活力ある産業活動を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な都市基盤であります。本市は、国・県と連携を図り、道路網の整備を計画的に進めてまいりましたが、市街地や臨海部への交通量の増加や、高齢化が進む中で、より一層安全で便利な道路網や道路環境の整備が求められております。さらに、広域交流基盤の強化のため、伊勢湾岸自動車道へのアクセスの向上、南北方向の道路網の充実、市街地の拠点機能の強化が課題となっております。そのため、国道155号線の延伸である名古屋第3環状線、主要地方道名古屋十四山線、日光大橋西線、及び関連する市道の県道昇格による整備促進を関係機関へ引き続き要望してまいります。

また、中央幹線を初めとした市道の積極的な整備を推進するとともに、交通安全施設整備など安全で安心して通行できる道路の維持管理に努めてまいります。

#### (3)情報通信網の整備。

市内には、テレビ放送の電波を良好に受信できない地域や、高速インターネットサービスを利用できない地域があります。この地域格差の解消、さらには、2011年7月の地上デジタル放送への完全移行に向けた情報通信基盤の整備が急務になっている中、整備を進めてまいりました北部地域については、昨年3月に基盤整備が完了いたしました。広大な面積を有する南部地域、旧十四山地区、旧鍋田地区のケーブルテレビへの情報通信網整備につきましては、国の要望活動を続ける中、平成20年度の地域情報通信基盤整備推進交付金事業に採択されましたので、平成22年3月までに臨海部を除く市内全域のサービスの提供を目指し、積極的に取り組んでまいりますので、完成の暁には皆様にぜひ御利用いただきたいと思っております。

#### (4)企業誘致の推進、港湾の整備。

企業誘致につきましては、雇用の拡大や市の活性化に加え、安定した市税の収入確保のために極めて重要であります。アメリカのサブプライム問題に端を発した未曾有の金融危機は、一気に飛び火をし、不況が世界各地に暗い影を落としています。特に、自動車産業、家庭電化製品産業の非正規職員の解雇、及び生産工場の閉鎖など、厳しい経済情勢に突入しておりますが、幸い本市は、鍋田ふ頭ターミナルが物流拠点として高い評価を受け、第3バースの新規事業が国の本年度予算に盛り込まれました。事業期間は、本年度から平成27年度、水深

12メートル延長250メートルの岸壁を初め、泊地、航路泊地、道路の整備などを含めると、全体事業費は約264億円の大プロジェクトでありまして、今後の本市の発展に大きく寄与するものと期待をしております。

また、イケアグループの配送センターを初め、弥富ふ頭、鍋田ふ頭へ誘致いたしました多数の企業が既に操業を初めております。今後も港湾地域の発展は、市の発展に欠くことのできないものでありますので、引き続き企業情報の受発信と、その背後地の土地利用計画を念頭に入れ、関係機関との調整及び企業誘致に積極的に取り組んでまいります。

## 第2．快適で安全・安心なまちづくり。

### (1)環境への取り組み。

家庭や事業所からの一般ごみの排出量は、平成19年度に減少傾向にありますが、さらなるごみの減量、再資源化の促進のため、団体への資源ごみ回収補助や、雑紙の回収を引き続き行ってまいります。

次に、地球環境問題が一層深刻化しており、特に地球温暖化対策はグローバルに進めなければならないときに来ております。自然エネルギーの活用を促進するため、住宅用太陽熱発電施設の設置補助金を継続するとともに、子供たち一人一人が地球環境の大切さを理解し、率先して環境を守る心をはぐくむため、まず1小学校にハイブリッド照明灯を設置し、今後計画的に整備を進めてまいります。

### (2)下水道の整備。

快適で衛生的な生活環境を実現するための都市基盤整備と、伊勢湾や河川などの公共用水域の水質保全の一翼を担う下水道の整備を積極的に推進してまいります。公共下水道事業につきましては、平成15年度より整備を進めてまいりましたが、第1期の供用開始まで、あと1年を残すのみとなり、平島・鎌島・操出地区を中心に、管渠布設工事に積極的に取り組むとともに、今定例会に下水道利用等の所要の事項を定めた弥富市下水道条例を制定する議案を提出してありまして、御審議の上、御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

供用開始後に少しでも早く接続し、皆様に御利用いただけるようPR活動に努めてまいります。

次に、農業集落排水事業につきましては、十四山西部地区の整備が完了し、本年6月の供用開始に向けて準備を進めております。十四山西部地区の皆様には、供用開始後の接続に御協力いただきますよう、積極的にPR活動をするとともに、施設管理につきましては安全で効率的な運営に努めてまいります。

また、十四山東部地区には本年度より本格的に工事着手し、平成26年度の供用開始に向けて整備を推進してまいります。

### (3)公園の整備。

公園の緑地は、市民の憩いと安らぎの場、レクリエーションの場、子供の遊び場としての機能だけではなく、災害地の避難場所となる重要な施設でありまして、市内には、都市公園及びその他の公園・緑地が大小合わせて27ヵ所あります。

本年度より整備に着手する、平島中土地区画整理事業区域内の、ひので公園につきましては、国の事業採択を受け面積1.4ヘクタール、災害時には、災害拠点機能を備えた公園として、平成23年度末の完成に向けて取り組んでまいります。

次に、愛知県から移譲を受けます水環境整備事業により整備されました、三ツ又池公園につきましては、自然環境を重視した公園でありますので、田園・水郷景観など豊かな自然環境を通して、教育の場、あるいは市民の憩いの場、親しまれる公園として管理運営に努めてまいります。

#### (4)近鉄弥富駅エレベーターの設置。

1日平均1万2,000人に利用されている近鉄弥富駅につきましては、橋上駅舎化に伴い、エスカレーターが4基設置してありますが、障害を持った方や、お年寄りを初め、すべての人がより便利に安心して利用していただくため、エレベーターを南口・北口・上りホーム・下りホーム計4基の設置に着手し、平成22年3月の完成に向け取り組んでまいります。

#### (5)災害に強いまちづくり。

東海、東南海、南海地震の発生を踏まえた総合的な防災体制の確立が、急務であります。

災害時など、住民に対して直接情報伝達を行うことができる手段として、有効な同報無線の施設整備が本年1月に完了いたしました。平常時における同報無線の有効な利用方法を検討し、適切な運用に努めてまいります。

また、大規模な地震などの災害発生の際に、防災活動の拠点となる広場の整備を計画的に進めておりますが、本年度は、白鳥地区内で用地買収を進めてまいります。

次に災害に対して、地域住民が一致協力し、取り組むことで有効な対策をとることのできる自主防災組織の育成につきましては、地域の防災訓練や、職員による、まちづくり出前講座などの取り組みを通じて、市民の防災意識の啓発に努めるとともに、組織化に向けた結成支援など、地域防災活動を育成強化してまいります。

#### (6)防犯・交通安全の充実。

犯罪や事故のない、安全・安心なまちづくりに向け、市民・警察・団体の連携のもと、防犯及び交通安全体制の強化に取り組んでまいりました。昨年の交通事故死は、全国的には大幅な減少となりましたが、本市においては、残念ながら3名の方が犠牲となる事故が発生いたしました。

引き続き交通事故防止に向け高齢者交通安全教室の開催や、まちづくり出前講座などの啓発活動などにより市民の意識高揚を図ってまいります。

次に、防犯対策については、現在6団体で自主防犯パトロール隊が結成され、地域の安全活動が展開されております。引き続き他の地区や団体においても、防犯パトロール隊が結成されるよう育成支援に努めてまいります。

また、「子ども110番の家」協力家庭の拡充を図るとともに、市民の学校安全ボランティアへの参加など協力をいただきながら、地域ぐるみの安全確保に向けた取り組みを一層進めてまいります。

### 第3．健やかでやさしいまちづくり。

#### (1)少子化対策、子育て支援への取り組み。

次世代を担う子供たちが、健やかに生まれ育成される地域環境の整備を図るため、平成22年度から5年間の次世代育成支援行動計画を策定してまいります。

また、子育て支援の一層の充実を図るため、平成19年度より実施してまいりました中学3年生までの医療費完全無料化を継続するとともに、妊婦検診の公費負担回数を5回から14回とする検診の機会の拡充など、安心して子供を産み育てられる環境を整備してまいります。

次に、放課後児童クラブにつきましては、すべての地域に設置しておりますが、入所希望者が特に多い桜学区では、本年4月に2ヵ所目の児童クラブとなります（仮称）さくら西児童クラブを開所するとともに、十四山地区で整備を進めております（仮称）東部児童館、（仮称）東部子育て支援センターにつきましては、本年6月の開所に向けて準備を進めております。

保育サービスにつきましては、多様化する保育ニーズに対応するため、弥生保育所の建てかえ準備に着手し、児童館、児童クラブ、子育て支援センターを併設した施設として、平成23年4月の開所に向け取り組んでまいります。

#### (2)高齢者支援の充実。

高齢者が、健康で生きがいを持ち、充実した生活を送っていただくよう、平成20年度に策定いたしました、第4期介護保険事業計画、高齢者福祉計画に基づき、総合的・計画的な施策に取り組んでまいります。

また、元気な高齢者が触れ合い集う場所として、福祉センターを市の高齢者福祉の核と位置づけ、福寿会やシルバー人材センターへの支援を通して、元気に社会参加できる環境づくりに努めてまいります。

また、高齢化社会の到来、核家族化の進行によって、ごみを収集所まで運ぶことが困難な方々を対象に、御自宅まで直接ごみを取りに伺う「ふれあい収集」を本年4月から実施してまいります。

#### (3)生涯健康のまちづくりへの取り組み。

市民すべてが元気で生き生き暮らせるまちづくりを理念とし、平成19年度に策定いたしま

した健康増進計画・特定検診等実施計画に基づき、計画の推進に努めており、早期発見のためのがん検診など各種検診を引き続き実施するとともに、特定健康診査を実施し、内臓脂肪症候群、通称メタボの該当者や、その予備軍の方々に対し特定保健指導を行い、生活習慣病の早期発見に努めてまいります。

次に、地域医療対策につきましては、市民が最も重要と思う施策の一つでありまして、安全で、安心して暮らせるよう医師会や関係医療機関との一層の連携を深め、広域救急医療体制の整備を進めるとともに、海部地区休日診療所において、平日・夜間の急病患者に対して、安心して御利用いただけるよう準備を進めております。

#### (4)障害者福祉への取り組み。

障害のある方が、住みなれた地域で自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、平成20年度に策定いたしました障害者計画・第2期障害福祉計画に基づき、介護給付・訓練等給付の障害福祉サービスや、日中一時支援事業等の地域生活支援事業を充実してまいります。

また、移動入浴事業の利用日数を拡大するとともに、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に、福祉タクシー料金助成を御利用いただけるよう、対象者を拡大してまいります。

### 第4．人が輝き文化が薫るまちづくり。

#### (1)学校教育への取り組み。

子供たちの生きる力、知・徳・体のバランスのとれた力を学校でより一層はぐくむことを目指すため、特別非常勤講師を継続して配置するとともに、新たに特別支援教育支援員の配置により、授業における児童生徒へのよりきめ細やかな対応をしてまいります。

また、登校したくてもできない状態にある不登校児童・生徒を対象に、学校生活への復帰に向けた支援を行う学校生活適応指導支援室（仮称）「アクティブ」につきましては、鍋田支所2階を利用し、本年9月の開所に向けて準備を進めてまいります。

次に、学校施設整備につきまして、桜小学校区は、公共交通機関が近いことや、平島中土地区画整理事業等の進捗により、児童数が1,000人を超す過大規模校となっており、今後も増加が見込まれます。子供たちの学校施設の環境を適正にし、豊かな心と健やかな体をはぐくみ学習意欲の向上を図るため、（仮称）第2桜小学校の基本設計に着手してまいります。

また、学校の施設整備につきましては、大藤小学校体育館、栄南小学校体育館、白鳥小学校北校舎、弥富北中学校校舎の耐震補強工事に着手するとともに、残る小・中学校すべての耐震補強設計を行い、平成22年度に補強工事を完了させることにより、安心して学べる教育環境の整備を進めてまいります。

#### (2)図書館サービスの充実。

社会情勢の急激な変化とともに、図書館の果たすべき機能や、サービス提供のあり方が大

きく変化してきています。だれでも気軽に自由に利用でき、自主的な学習、文化、余暇活動を支援するため、本年4月中旬のオープンに向けて十四山支所内に図書コーナーの準備を進めるとともに、図書館につきましては、利用者の利便性を高めるため、4月から休館日を月曜日、第3火曜日及び祝日の翌日とし、会館日数を大幅にふやしてまいります。

また図書館では、市民サービスの充実を図るため、土曜日・日曜日に加えて、祝日の図書館開館日に、住民票の写し、印鑑登録証明書の発行業務を行いますので、平日都合の悪い方は御利用いただきたいと思っております。

#### 第5．豊かで活力に満ちたまちづくり。

##### (1)農水産業の振興。

近年の農業情勢の変化を踏まえ、食の安全と消費者の信頼の確保、地産地消、食育の展開、担い手の明確化など、集中的な施策が求められている中、都市近郊型農業の振興と農業の持つ多面的な機能の保全活用に向け、国、県、団体との連携のもと、担い手の育成を初めとする多様な取り組みを一体的に推進するとともに、金魚養殖など、内水面養殖漁業の振興に努めてまいります。

##### (2)商工業の振興。

商工業振興の中核的役割を果たす商工会の育成・強化に努め、各種活動の一層の活発化を促進するための助成、さらには商工業振興資金の借入者に対し、引き続き支援をしております。

#### 第6．共につくる自立したまちづくり。

##### (1)男女共同参画の促進。

男女共同参画社会の実現は、人口減少化時代を迎えた我が国の重要課題に掲げられ、男女共同参画社会基本法に基づき、その実現に向けての取り組みが進められております。本市では、働き方の見直しに向けた啓発活動や、さらなる女性委員の登用など、男女共同参画を推進するための施策に努めておりますが、今定例会に男女共同参画社会のまちづくりを進める基本となります男女共同参画推進条例を制定する議案を提出するとともに、平成22年3月までに、具体的な施策の指針となる男女共同参画プランを策定してまいります。

##### (2)市民参加の促進。

限られた経営資源を有効に活用し、個性的で自立した自治体を創造経営していくためには、市民と住民と行政との協働のまちづくりが必要不可欠であり、そのためには住民と行政が意識を共有し、多様な分野において新たな関係を構築していく必要があります。

本年4月から、市職員が講師となって、専門知識を生かした「まちづくり出前講座」を実施し、だれでも、まちづくりに関する学習機会の提供を図り、市民の皆様の意識と知識の向上に努めてまいります。

また、引き続き地域づくりの担い手である地区コミュニティー、NPOなどが行う自主的な公共性、公益性のある地域活動を支援し、地域の活性化、市民と市の協働によるまちづくりを促進するため、地域づくり補助金制度により支援をしております。

以上、市政に臨む私の所信の一端として、予算大綱並びに主な施策の概要を申し上げさせていただきます。

本市も、財政的には厳しい状況を迎え、さまざまな問題にも直面しております。

このような状況の中、今後ともさらなる職員の意識改革を図り、前例、慣習にとらわれることなく、創意と工夫による真に住みよさが実感できる弥富市の創造に向け、職員が一丸となり、また私自身が市政のリーダーとして先頭に立って全力を注ぎ、まちづくりに邁進してまいります。

議員並びに市民の皆様方の一層の御理解と御協力をお願い申し上げますとともに、本日、上程いたしました予算案並びに各議案につきましては、慎重審議をいただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） お諮りいたします。

本案8件は、継続議会で審議したいと思います。御意義ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本案8件は継続議会で審議することに決定しました。

ここで11時まで休憩といたします。

~~~~~

午前10時44分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第12 議案第9号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について

日程第13 議案第10号 弥富市行政財産目的外使用料条例の制定について

日程第14 議案第11号 弥富市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の制定について

日程第15 議案第12号 弥富市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について

日程第16 議案第13号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について

- 日程第17 議案第14号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第18 議案第15号 弥富市男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第19 議案第16号 弥富市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正  
について
- 日程第20 議案第17号 弥富市福祉事務所設置条例の一部改正について
- 日程第21 議案第18号 弥富市児童厚生施設条例の一部改正について
- 日程第22 議案第19号 弥富市児童クラブ設置条例の一部改正について
- 日程第23 議案第20号 弥富市子育て支援センター条例の一部改正について
- 日程第24 議案第21号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第25 議案第22号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第26 議案第23号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第27 議案第24号 弥富市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第28 議案第25号 弥富市運動広場条例の一部改正について
- 日程第29 議案第26号 弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について
- 日程第30 議案第27号 弥富市汚水処理施設条例の一部改正について
- 日程第31 議案第28号 弥富市下水道条例の制定について
- 日程第32 議案第29号 海部南部水道企業団規約の変更について
- 日程第33 議案第30号 市道の廃止について
- 日程第34 議案第31号 市道の認定について
- 日程第35 議案第32号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第36 議案第33号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第37 議案第34号 平成20年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第38 議案第35号 平成20年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第2号）
- 日程第39 議案第36号 平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第40 議案第37号 平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第41 議案第38号 平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第42 議案第39号 平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（黒宮喜四美君） この際、日程第12、議案第9号から日程第42、議案第39号まで、以上31件を一括議題とします。

服部市長に、提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 次に御審議いただきます議案は、法定議決議案4件、条例関係議案19件、予算関係議案8件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第9号弥富市個人情報保護条例の一部改正につきましては、統計法の全部改正に伴い、条文整備のため条例の一部を改正するものであります。

議案第10号弥富市行政財産目的外使用料条例の制定につきましては、行政財産の目的外使用にかかわる使用料を徴収するため、条例を制定するものであります。

議案第11号弥富市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の制定につきましては、公職選挙法の一部改正に伴い、市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営制度を設けるため、条例を制定するものであります。

議案第12号弥富市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正につきましては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴い、条文整備のため条例の一部を改正するものであります。

議案第13号弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、職員の1週間の勤務時間を40時間から38時間45分に改めるなど、条例の一部改正を3本まとめて行うものであります。

議案第14号愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、同組合理約中の関係規定の変更につきまして協議を求められましたので、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第15号弥富市男女共同参画推進事業の制定につきましては、男女共同参画を推進するため、条例を制定するものであります。

議案第16号弥富市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、条文整備のため条例の一部を改正するためのものであります。

議案第17号弥富市福祉事務所設置条例の一部改正につきましては、社会福祉法第16条の規定により、所員の定数を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第18号弥富市児童厚生施設条例の一部改正につきましては、東部児童館を設置するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第19号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正につきましては、さくら西児童クラブを設置するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第20号弥富市子育て支援センター条例の一部改正につきましては、東部子育て支援センターを設置するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第21号弥富市遺児手当支援支給条例の一部改正につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、条文整備のため条例の一部を改正するものであります。

議案第22号弥富市国民健康保険条例の一部改正につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、被保険者とししない者を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第23号弥富市介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険法施行令等の一部改正に伴い、平成21年度から平成23年度までの保険料の特例を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第24号弥富市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定につきましては、介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置するため、条例を制定するものであります。

議案第25号弥富市運動広場条例の一部改正につきましては、上野グラウンド及び境港多目的グラウンドを設置するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第26号弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正につきましては、この条例の有効期間を延長する等のため条例の一部を改正するものであります。

議案第27号弥富市污水处理施設条例の一部改正につきましては、十四山西部処理場を設置するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第28号弥富市下水道条例の制定につきましては、公共下水道を設置するため条例を制定するものであります。

議案第29号海部南部水道企業団規約の変更につきましては、公共下水道等の使用料の徴収事務を企業団の共同処理する事務に加え、同企業団規約中の関係規定の変更につきまして協議を求められましたので、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案第30号市道の廃止につきましては、開発事業等に伴い関係路線を廃止するものでございます。

議案第31号市道の認定につきましては、開発事業等に伴う路線再編成により、路線を市道として認定するものでございます。

議案第32号平成20年度弥富市一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入予算といたしまして、地域活性化生活対策臨時交付金5,523万3,000円、減収補てん債1億4,040万円を増額計上し、情報通信基盤整備事業、並びに市道綱浦152号線の土地購入費、及びそれに伴う物件移転補償金の繰越明許費の補正を計上し、地方債の補正を計上し、その他につきまして、歳入歳出予算を最終調整いたしました結果の補正予算であります。

議案第33号平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）並びに、議案第34号平成20年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）の各補正予算につきましては、各歳入歳出予算を最終調整いたしました結果の補正予算であります。

議案第35号平成20年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第2号）につきましては、市道穂波通線の土地購入費及びそれに伴う物権移転補償金の繰越明許費の補正を計上するものであります。

議案第36号平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）及び議案第37

号平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第4号）の各補正予算につきましては、各歳入歳出予算を最終調整いたしました結果の補正予算であります。

議案第38号平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算を最終調整し、地方債の補正を計上するものであります。

議案第39号平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算を最終調査いたしました結果の補正予算であります。

以上、提案いたします議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係課長から説明をいたしますので、よろしく御審議いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 各議案は関係課長に説明させ、補正予算は説明を省略させます。

まず、総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） 議案第9号弥富市個人情報保護条例の一部改正について説明申し上げます。

第1に、統計法の全部改正、統計報告調整法の廃止、及び愛知県統計調査条例の全部改正に伴い、この条例の適用除外について定める第42条の条文の整備を行うものでございます。附則といたしまして、この条例は平成21年4月1日から施行することとしたものでございます。

議案第10号弥富市行政財産目的外使用料条例の制定についてでございますが、条例案を2枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。これに基づき説明申し上げます。

第1に、行政財産の目的外使用の許可を受けた者から使用料を徴収するため、行政財産目的外使用料条例を制定することとしたものでございまして、土地につきましては、基本的に当該土地の適正な評価額に100分の5を乗じて得た額とする。建物につきましては、当該建物の適正な評価額に100分の10を乗じて得た額に、当該建物敷地に対する適正な評価額に100分の5を乗じて得た額を加算する額とするものでございます。

第2に、その他使用料に関し、必要な事項を定めることとしたものでございます。

第3に、この条例は、平成21年4月1日から施行することとしたものでございます。

第4に、都市公園において公園施設を設ける場合等の使用料の計算方法を、この条例で定める計算方法であわせるため、都市公園条例の一部を改正することとしたものでございます。

議案第11号弥富市長の選挙におけるピラの作成の公営に関する条例の制定についてでございますが、条例案を1枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。これに基づき説明申し上げます。

第1に、弥富市長の選挙における候補者は、7円30銭に1万6,000枚を限度とする枚数の

ピラの作成枚数を乗じて得た金額の範囲内において、無料でピラを作成することができる公営施設を設けることとしたものでございます。

第2に、この条例は、公布の日から施行することとしたものでございます。

第3に、この条例は、この条例の施行の日以後、その期日を告示される選挙から適用するものとしたものでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に、人事秘書課長。

人事秘書課長（村瀬美樹君） 議案第12号弥富市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

2枚めくっていただきますと、新旧対照表がございますのでごらんをいただきたいと思っております。このたびの条例改正の内容につきましては、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴い、条例の整備を行うものであります。

第2条、職員を派遣できる組織を定める規定につきましては、第1号社団法人弥富市シルバー人材センター及び第3号財団法人愛知県市町村振興協会の名称の次に、括弧書きの設立経緯を加えるものでございます。

附則、施行期日につきましては、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第13号弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明申し上げます。

2ページめくっていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

このたびの条例改正の内容につきましては、人事院勧告に準じ、職員の勤務時間を改正するものであります。改正の主な内容は、職員の1日当たりの勤務時間を8時間から7時間45分に、1週間当たりの勤務時間を40時間から38時間45分に改められることなどに伴い、関係条例の整備を行うものでございます。弥富市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、第16条再任用短時間勤務職員の時間外勤務手当の支給基準を定める規定であります。勤務時間を一般職の職員と同様にする改正であります。

1ページめくっていただきまして、次に弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、第11条育児短時間勤務の形態を定める規定では、勤務時間が1日8時間の場合15分、勤務時間が1日4時間または5時間の場合5分を短縮することから、1週間当たりの勤務時間を「20時間、24時間または25時間」を、「19時間25分、19時間35分、23時間15分または24時間35分」に改正するものであります。

1ページめくっていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

次に、弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、勤務時間が1日8時間の場合、15分短縮されることに伴い、第2条第1項職員の1週間の勤務時間を定める規定では、「40時間」を「38時間45分」に、第3項再任用短時間勤務職員の1週間当

たりの勤務時間を定める規定では、「16時間から32時間」を「15時間30分から31時間」に、第4項任期付短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を定める規定では、「32時間」を「31時間」に改めるものであります。

次ページをお願いします。第3条第2項勤務時間の割り振りを定める規定では、1日の勤務時間「8時間」から「7時間45分」に改めるものであります。

附則、施行期日につきましては、平成21年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第14号愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について御説明申し上げます。2ページをめくっていただき、新旧対照表をごらんください。

このたびの規約の改正につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、同法第286条第1項の規定により規約の一部変更について関係地方公共団体との協議をするため必要があるからであります。改正の内容は、「議員の報酬」の名称につきまして、「議員報酬」にそれぞれ変更するものであります。

附則、施行期日につきましては、この規約は愛知県知事の認可のあった日から施行するものであります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に、企画政策課長。

企画政策課長（伊藤邦夫君） 議案第15号弥富市男女共同参画推進条例の制定について御説明申し上げます。

1ページをごらんください。

第1条、目的ですが、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画の社会を実現することを目的とする規定でございます。

次に第2条、定義でございますが、条例中の用語の意義を定める規定でございます。

次に第3条、基本理念ですが、男女共同参画の推進に関する基本理念について定める規定でございます。2ページをごらんください。

次に第4条、市の責務ですが、市は基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する政策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することなどを定める規定でございます。

次に第5条、市民の責務ですが、市民は、社会のあらゆる分野において積極的に男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならないことなどを定める規定でございます。

次に第6条、事業者の責務でございますが、事業者は、その事業活動において男女共同参画の推進に努めなければならないことなどを定める規定でございます。

次に第7条、性別による権利侵害行為の禁止でございますが、何人も性別により差別した取り扱い等権利侵害行為をしてはならないということを定める規定でございます。

次に第8条、基本計画の策定でございますが、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画の策定について定める規定でございます。

3ページをごらんください。

次に第9条、市民及び事業者の理解を深めるための措置でございますが、男女共同参画の推進につきまして、市民及び事業者の理解を深めるための措置を定める規定でございます。

次に第10条、調査研究及び情報提供でございますが、市が行う男女共同参画の推進に関する調査研究及び情報提供について定める規定でございます。

次に第11条、弥富市男女共同参画審議会の設置でございますが、市長の諮問に応じ、基本計画の策定などを調査審議するため、弥富市男女共同参画審議会を設置することを定める規定でございます。

次に第12条、委任でございますが、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める旨の規定でございます。

次に附則第1項、施行期日でございますが、この条例は平成21年4月1日から施行するものでございます。

4ページをごらんください。

次に附則第2項ですが、弥富市特別職の職員で、非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、弥富市男女共同参画審議会議員の報酬の額、日額5,000円を定める規定でございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に、市民課長。

市民課長（山田 進君） 弥富市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正をする条例、これにつきましては、地方自治法の一部改正に伴い条文等の整備をするものでございます。

1枚はねていただきまして、条例新旧対照表で説明させていただきます。

趣旨につきましては、これは第1条、用語の改正をするものでございます。

次に、登録資格としまして、第1号、これにつきましても用語の改正でございます。2号、3号、4号については、条文の整備でございます。

次に、2枚目でございます。第3条の関係でございますが、これも用語の整備でございます。

登録につきまして、こちらの第4条につきましても、用語の整備でございます。

登録事項第6条につきましても、一部用語の整備でございます。

次に、3ページでございます。認可地縁団体印鑑登録証明書につきまして、こちらの方も用語の改正を一部しております。

登録の廃止の申請につきまして、第9条でございますが、こちらの方も用語の改正でございます。

登録事項の修正でございます。第10条でございますけれども、こちらの方につきましても、

一部用語の改正でございます。

次に、登録の抹消でございます。第11条、こちらの方につきましても、第2号、条文の整備でございます。第3号につきましては、用語の改正でございます。

第12条代理人による申請の欄につきましては、こちらの方も用語の改正、第1項用語の改正、第2項用語の改正でございます。

以上、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に、福祉課長。

福祉課長（前野幸代君） 議案第17号弥富市福祉事務所設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

福祉事務所において、つかさどる事務を明確化することと、社会福祉法第16条の規定によりまして、福祉事務所の所員の定数を定める必要があるため改正をするものでございます。

この条例は、公布の日から施行することとしたものでございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に、児童課長。

児童課長（山田英夫君） 続きまして議案第18号弥富市児童厚生施設条例の一部改正について御説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

表の左側の現行の第1条設置の条項の弥富市大藤児童館の次に、弥富市東部児童館、弥富市神戸三丁目20番地1を追加するものでございます。場所につきましては、旧十四山保健センターを改築いたしまして、その2階に児童館を設置するものでございます。

附則、この条例は、平成21年6月20日から施行する。

次に、議案第19号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について御説明申し上げます。

また、これも2枚はねていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

表の左側の現行の第1条の設置の条項の弥富市さくら児童クラブの次に、弥富市さくら西児童クラブ、弥富市前ヶ須町南本田425番地を追加するものでございます。場所につきましては、桜小学校の仮設校舎の一室を借りて設置するものでございます。

附則、この条例は、平成21年4月1日から施行する。

次に、議案第20号弥富市子育て支援センター条例の一部改正について御説明申し上げます。

これも2枚はねていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

表の左側の現行の第1条の設置の条項の弥富市子育て支援センターの次に、弥富市東部子育て支援センター、弥富市神戸三丁目20番地1を追加するものでございます。場所につきましては、旧十四山保健センターを改築しまして、その1階に子育て支援センターを設置するものでございます。

附則、この条例は、平成21年6月20日から施行する。

次に、議案第21号弥富市遺児手当支給条例の一部改正について御説明申し上げます。

これも2枚はねていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

児童福祉法の一部改正によりまして、養育里親を制度化し、見直しがされましたので、児童福祉法第6条の3、これは里親の定義のことでございますが、それが第6条の3第1項これも里親の定義と、第6条の3第2項、養育里親に定義されたために改正するものでございます。したがって、内容等の変更は一切ございません。

附則、この条例は、平成21年4月1日から施行する。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に、保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） 議案第22号弥富市国民健康保険条例の一部を改正する条例でございますが、議案書を1枚はねていただきまして、この内容は、児童福祉法の改正によりまして、第4条に国民健康保険の被保険者の除外規定を設けるものでございます。除外される方については、県が措置として医療費を負担するものでございます。

第4条の朗読をさせていただきます。

被保険者とししない者。第4条、児童福祉法の規定により、児童福祉施設に入所している児童または小規模住居型児童養育事業を行う者もしくは里親に委託されている児童のうち、民法の規定による扶養義務者のいない者は、被保険者とししない。

附則といたしまして、この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に、介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） 続きまして、議案第23号弥富市介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

1枚はねていただきたいと思います。

第2条、これは保険料の期間を平成21年度から平成23年度に改めるものでございます。

附則、第1項は、施行期日について定める規定ですが、この条例は平成21年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料の特例を定める規定ですが、第1、第2、段階の方が2万700円、第3段階の方が3万1,000円、第4段階の方が4万1,400円、第5段階の方が5万1,700円、第6段階の方が6万2,100円でございます。

次に議案第24号弥富市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について御説明申し上げます。1枚はねていただきたいと思います。

この条例は、平成21年度介護報酬の改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、基金を設置し、その管理に必要な事項を定めるものでございます。

附則、第1項は、施行期日について定める規定ですが、この条例は公布の日から施行する

のでございます。

第2項は、この条例の失効について定める規定ですが、この条例は、平成24年3月31日に限り、この効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは国庫に納付するものでございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に、社会教育課長。

社会教育課長（水野 進君） 議案第25号弥富市運動広場条例の一部改正について御説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、新旧対照表をごらんください。

今回の改正は、愛知県企業庁より譲渡されました。上野グラウンド及び愛知県より占有を許可されました。境港のグラウンドを一般開放するため、改正するものであります。名称を、「上野グラウンド」「境港多目的グラウンド」として第1条の表中に加える。

附則、この条例は、平成21年4月1日から施行するものであります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に、商工労政課長。

商工労政課長（服部保巳君） 議案第26号弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、新旧対照表をごらんください。

第2条第2号中、「港湾都市ゾーン」を「市街地区域」に改める。これにつきましては、総合計画基本構想の策定に伴い、字句の修正をするものでございます。

続きまして、附則第2項中、「平成21年9月30日」を「平成26年9月30日」に改める。これにつきましては、この条例の有効期限を延長するものでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に、下水道課長。

下水道課長（橋村正則君） 議案第27号弥富市污水处理施設条例の一部改正について説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、弥富市污水处理施設条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんください。右側の表の1番下でございますが、十四山西部処理場を供用開始するに当たり、第1条第2項の表中、施設の名称及び位置並びに污水处理区域を加えるものでございます。

附則として、平成21年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第28号弥富市下水道条例の制定について説明申し上げます。1枚はねていただきたいと思います。目次として、第1章から第7章まででございます。詳しく、あらましの方で説明を申し上げますが、番号が各章に対応しておりますので、お願いをいたします。

それでは、6枚はねていただきたいと思います。

「弥富市下水道条例のあらまし」をごらんいただきたいと思います。

1は、第1条から第2条の総則で、市民の生活環境の向上を図るとともに、公共用水域の保全に資するため、下水道法の規定に基づき、公共下水道の設置を規定したものでございます。

2は、第3条から第7条の排水設備の設置等の規定でございまして、公共下水道の使用に当たり、使用者が設置する排水設備に関し、その計画の確認や工事方法など必要な事項を定めることとしたものであります。

3は、第8条から第15条でございまして、公共下水道の使用に関する規定でございます。公共下水道の適正な使用に関し、除害施設の設置義務や、特定事業場からの排水の排除制限等について技術上の水質基準を定めるとともに、維持管理上必要となる事務手続について必要な事項を定めたものでございます。

4は、第16条から第25条の使用料の規定で、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収することに関し、必要な事項を定めたものでございます。

1枚戻っていただきまして、別表の下の方の、別表第2でございます。ここに料金体系を示してございます。これは、上水道及び井戸水等の使用料を基礎として算定する方式でございます。最も一般的でございます10立方メートルまでを基本料金とし、それを超える部分は従量制を基本としております。一般家庭での平均的使用料を勘案して、一月当たり50立方メートルまでは1立方メートル当たり消費税を含んで157.5円と同一単価にしており、工場や事業場など大量に使用される場合、単価は段階的に高くなるよう設定をしております。

それでは、あらましの方へ戻っていただきまして、第5は、第26条から第30条の行為の許可等の規定でございます。使用者が、公共下水道に対して行う許可行為や、占用等に関し必要な事項を定めたものでございます。

6は、第31条の雑則で、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしたものでございます。

7は、第32条から34条の罰則の規定で、この条例に違反したのに対し、過料に処する規定を求めたものでございます。

8はこの附則として、この条例は、平成22年3月31日から施行することとしたものでございます。

続きまして、議案第29号海部南部水道企業団規約の変更について、説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、海部南部水道企業団規約の一部を改正する規約案新旧対照表をごらんください。下水道の使用料の徴収事務を海部南部水道企業団の共同処理事務に加えるため、企業団規約3条に公共下水道等の使用料計算及び徴収に関する事務を加えるものとし、その区域は、上段の一番左でございますが、別表第2において、公共下水道区域、農業集落排水区域、コミュニティプラント整備事業区域とするものでございます。以上でござい

ます。

議長（黒宮喜四美君） 次に、土木課長。

土木課長（三輪眞士君） 議案第30号市道の廃止について御説明申し上げます。

1枚はねていただき、廃止路線調書をごらんください。内容といたしましては、土地区画整理事業に伴い、路線の起終点を変更するために2路線を廃止させていただくものでございます。

続きまして、議案第31号市道の認定について御説明申し上げます。1枚はねていただき、認定路線調書をごらんください。内容といたしましては、道路整備に伴い、9路線につきまして認定をさせていただくものでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） お諮りいたします。

本案31件は、継続議会で審議したいと思います。御意義ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって本案は、継続議会で審議することに決定しました。

~~~~~

日程第43 議案第40号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第8号）

議長（黒宮喜四美君） 日程第43、議案第40号を議題とします。

服部市長に、提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 次に御審議いただきます議案は、予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第40号平成20年度弥富市一般会計補正予算（第8号）につきましては、歳出の総務費におきまして定額給付金給付事業にかかわる事業費、事務費2,380万円、民生費におきまして、子育て応援特別手当にかかわる事務費145万円を増額計上し、これらに対し、まず歳入といたしまして、国からの定額給付金給付事務費補助金2,380万円、子育て応援特別手当事務取扱交付金145万円を増額計上いたすものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 議案は、説明を省略し、これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は、原案どおり可決するに御意義ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議は、これにて散会します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

服部市長。

市長（服部彰文君） すいません、この場をかりまして訂正とおわびを申し上げます。先ほどの私の施政方針最後のところで、「議員」とすべきところを「職員」と報告したようでございます。おわびし、訂正を申し上げます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。大変御苦労さまでございました。

~~~~~

午前11時41分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 渡 邊 昶

同 議員 伊 藤 正 信

